

平成30年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

農政水産部

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
畜産課	豚コレラ防疫対応委 託	豚コレラ防疫対応	平成31年2月5日 ~ 平成31年2月12日	滋賀建機株式会社	7,169,078	豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針により、と殺は24時間以内、死体の処理は72時間以内に完了する緊急の必要があり、契約の相手方は「家畜伝染病発生時における防疫対応に関する協定書」を締結している一般社団法人滋賀県建設業協会の会員であるため。	5	
畜産課	豚コレラ防疫対応委 託	豚コレラ防疫対応	平成31年2月5日 ~ 平成31年2月12日	近江八幡建設工業会	5,145,120	豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針により、と殺は24時間以内、死体の処理は72時間以内に完了する緊急の必要があり、契約の相手方は「家畜伝染病発生時における防疫対応に関する協定書」を締結している一般社団法人滋賀県建設業協会の会員であるため。	5	
畜産課	豚コレラ防疫対応委 託	豚コレラ防疫対応	平成31年2月9日 ~ 平成31年3月6日	滋賀県ペストコントロール協会	21,487,594	農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知により消毒ポイントを設置する緊急の必要があり、契約の相手方とは「家畜伝染病発生時における消毒業務に関する協定書」を締結しているため。	5	